

新潟市指定障がい福祉サービス事業者等指導実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第10条第1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の22第1項、第24条の15第1項、第24条の34第1項及び第46条の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下「指定障がい福祉サービス事業者等」という。）、指定障害者支援施設等の設置者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下「指定障がい者支援施設等設置者等」という。）、指定一般相談支援事業者若しくは当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者であった者（以下「指定一般相談支援事業者等」という。）、指定特定相談支援事業者若しくは当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者であった者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）、指定自立支援医療機関若しくは指定自立支援医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師、その他の従業者（以下「指定自立支援医療機関開設者等」という。）、指定障害児通所支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定障がい児通所支援事業者等」という。）、指定障害児入所施設等の設置者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定障がい児入所施設設置者等」という。）及び指定障害児相談支援事業者若しくは当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者であった者（以下「指定障がい児相談支援事業者等」という。）（以下「障がい福祉サービス事業者等」という。）に対して行う指導に関する基本的事項を定めることにより、自立支援給付に係る障害福祉サービス、療養介護医療、相談支援及び自立支援医療並びに障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援（以下「サービス等」という。）の質の確保並びに自立支援給付、障害児通所給付、障害児入所給付及び障害児相談支援給付（以下「自立支援給付等」という。）の支給の適正化を図ることを目的とする。

(指導方針)

第2条 障がい福祉サービス事業者等に対する指導は、次の各号に定めるサービス等の取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

- (1) 新潟市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第82号）
- (2) 新潟市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例85号）
- (3) 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第80号）
- (4) 新潟市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第81号）
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）

- (7) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第65号）
- (8) 指定自立支援医療機関（精神通院医療）療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第66号）
- (9) 新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第77号）
- (10) 新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第78号）
- (11) 新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第79号）
- (12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）
- (13) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）
- (14) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）
- (15) 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省令告示第122号）
- (16) 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省令告示第123号）
- (17) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）
- (18) こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）
- (19) こども家庭庁長官が定める一単位の単価（平成24年厚生労働省告示第128号）

（指導形態等）

第3条 指導の形態は、次の各号のとおりとする。

（1）集団指導

集団指導は、市が、下記により、その内容に応じ一定の場所に集めて講習等の方法により行う。なお、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。）の活用による動画の配信等による実施も可能とする。

- ア 指定の権限を持つ障がい福祉サービス事業者等に対する指導が必要な場合
- イ 自立支援給付に関して必要があると認める場合

（2）実地指導

実地指導は、市が、下記により、障がい福祉サービス事業者等の事業所において実地に行う。

- ア 指定の権限を持つ障がい福祉サービス事業者等に対して必要があると認める場合
- イ 自立支援給付に関して必要があると認める場合

(指導対象の選定)

第4条 指導は全ての障がい福祉サービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(1) 集団指導

- ア 新たにサービス等を開始した障がい福祉サービス事業者等については、おおむね1年以内に全てを対象として実施する。
- イ サービス等の取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び障がい者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて選定して実施する。

(2) 実地指導

- ア 指定の権限を持つ障がい福祉サービス事業者等については、おおむね3年に1度実施する。ただし、障がい福祉サービス事業者等の運営等に重大な問題があると認められる場合は、指導頻度を増やすなどし、指導の重点化を図るものとする。
- イ その他特に市が一般指導が必要と認められる障がい福祉サービス事業者等を対象に実施する。

(指導方法等)

第5条 集団指導及び実地指導は、次の方法により行うものとする。

(1) 集団指導

ア 指導通知

前条の規定により集団指導対象となる障がい福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該障がい福祉サービス事業者等に通知する。

イ 指導方法

集団指導は、サービス等の取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び障がい者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

なお、集団指導に欠席した障がい福祉サービス事業者等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるものとする。オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。

(2) 実地指導

ア 指導通知

前条の規定により実地指導対象となる障がい福祉サービス事業者等を決定したときは、原則として実施予定日の1か月前までに次に掲げる事項を文書により当該障がい福祉サービス事業者等に通知する。

また、実地指導当日の確認が円滑に行えるよう、当日のおおむねの流れをあらかじめ示すものとする。

ただし、指導対象となる事業所において障がい者虐待が疑われているなどの理由により、

あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

- (ア) 実地指導の根拠規定及び目的
- (イ) 実地指導の日時及び場所
- (ウ) 指導担当者
- (エ) 出席者
- (オ) 準備すべき書類等

イ 指導方法

実地指導は、別に自己点検表で定める主眼事項等に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。また、原則として主眼事項以外の項目は、特段の事情がない限り確認を行わないものとともに、当日確認資料で確認することを原則とする。

なお、実地指導を進める中で不正が見込まれる等、詳細な確認が必要と判断する場合は、主眼事項及び当日確認資料に限定せず、必要な文書を微し確認するものとする。

ウ 実地指導の留意点

- (ア) 実地指導における文書の効率的活用等

実地指導において確認する文書は、原則として実地指導の前年度から直近の実績に係る書類とともに、利用者の記録等の確認は特に必要とする場合を除き、原則として3名以内とする。

また、事前又は当日に提出を求める資料の部数は1部とし、自治体が既に保有している文書については、再提出を求めず、自治体内での共有を図ることを原則とする。

特に、内容の重複防止（事前提出資料と当日確認資料の重複、法人内で同一である書類の事業所ごとの重複提出等）や既提出文書（指定申請等で提出済の内容変更のない書類等）の再提出不要の取扱いに留意するものとする。

さらに、ＩＣＴで書類を管理している障がい福祉サービス事業者等に対する実地指導においては、適宜パソコン画面上で書類を確認する等、障がい福祉サービス事業者等に配慮した文書確認の方法についても留意するものとする。

- (イ) 同一所在地等の実地指導の同時実施

同一所在地や近隣の障がい福祉サービス事業者等に対する実地指導については、適宜事業者の状況等も勘案の上、できるだけ同日又は連続した日程で行うなどにより、効率化を図るものとする。

- (ウ) 関連する法律に基づく指導・監査の同時実施

法に関連する法律に基づく指導監査等との合同実施については、自治体の担当部門間で調整を行い、適宜事業者の状況等も勘案の上、同日又は連続した日程で行うことの一層推進するものとする。

- (エ) 実地指導の所要時間の短縮

実地指導の所要時間については、効率化等に資する前記指導方法を踏まえることで一の障がい福祉サービス事業者等当たり所要時間をできる限り短縮するとともに、1日で複数の障がい福祉サービス事業者等の実地指導を行う等、障がい福祉サービス事

業者等及び市双方の負担を軽減し、実地指導の頻度向上を図るものとする。

エ 指導結果の通知等

実地指導の結果については、改善を要すると認められた事項について、後日文書によって指導内容の通知を行うものとする。

オ 改善報告書の提出

上記エの通知を行うときは、当該障がい福祉サービス事業者等に対し、文書で指摘した事項にかかる改善報告書の提出を求めるものとする。

(監査への変更)

第6条 正当な理由がなく実地指導を拒否した場合は、監査を行うものとする。

また、実地指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに「新潟市指定障がい福祉サービス事業者等監査実施要綱」に定めるところにより監査を行うことができる。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 自立支援給付等に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

(指導結果の公開)

第7条 実地指導の結果は、別に定めるところにより公開するものとする。

(指導にあたっての留意点)

第8条 指導にあたっては、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 実地指導にあたっては、担当者の主觀に基づく指導や、当該障がい福祉サービス事業者等に対する前回の指導内容と根拠なく大きく異なる指導を行わないよう留意するものとする。
- (2) 高圧的な言動は控え、改善が必要な事項に対する指導や、より良いケア等を促す助言等について、当該障がい福祉サービス事業者等との共通認識が得られるよう留意するものとする。
- (3) 実地指導の際、障がい福祉サービス事業者等の対応者については、必ずしも当該障がい福祉サービス事業者等の管理者に限定することなく、実情に詳しい従業者や当該障がい福祉サービス事業者等を経営する法人の労務、会計等の担当者が同席することは問題ないものとする。
- (4) 個々の指導内容については、具体的な状況や理由を良く聴取し、根拠規定やその趣旨・目的等について懇切丁寧な説明を行うものとする。
- (5) 効果的な取り組みを行っている障がい福祉サービス事業者等は、積極的に評価し、他の障がい福祉サービス事業者等へも紹介するなど、サービスの質の向上に向けた指導の手法について工夫をすることにも留意するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。